

東大和市教育委員会の権限に属する事務の管理執行状況の 点検及び評価を行う学識経験者の公募及び選任に関する要項

東大和市教育委員会の権限に属する事務の管理執行状況の点検及び評価実施に関する要領第2条第3項に基づき、教育に関する学識経験者で、点検・評価員の適格性を有するものの公募に関し必要な事項を次のとおり定める。

- 1 募集人数 2人
- 2 周知方法 東大和市報（令和8年1月1日号）、ホームページに募集記事を掲載
- 3 募集期間 令和8年1月5日（月）～令和8年1月30日（金）
- 4 応募資格 令和8年1月1日現在、20歳以上の者
教育に関する学識経験を有する者で、点検・評価員の適格性を有する者
- 5 任期 委嘱の日から令和11年3月31日まで
- 6 謝礼 日額7,000円
- 7 応募方法 次の書類を教育総務課に持参もしくは郵送にて提出する（郵送の場合は1月30日までの消印を有効とする。）。
なお、提出された書類は、返却しないこととする。
 - (1) 別紙の「東大和市教育委員会事務の管理執行状況の点検評価の学識経験公募委員申込書」
 - (2) 「東大和市の教育に期待するもの」と題した論文（1200字程度、様式自由）
- 8 選任方法 学識経験者の選考に当たっては、教育長、教育部長、教育指導担当部長、教育総務課長による選考委員会を設置し、次の基準により選考する。
 - (1) 教育に関する学識経験の有無については、「東大和市教育委員会事務の管理執行状況の点検評価の学識経験公募委員申込書」に

に基づき判断をする。明らかに教育に関する学識経験がない場合には選考の対象外とする。

(2) 応募資格の適格性については、提出された論文に基づき判断する。

ア 採点基準は、次のとおりとする。

(ア) 課題に即した内容であるか

(イ) 論点が整理され、文章が分かりやすいか

(ウ) 委員としての熱意や意欲があるか

(エ) 立場の中立性・公平性が守られているか

(オ) 定められた字数の指定を大きく逸脱していないか

イ 採点をする際には、氏名等の個人情報を伏せて行うものとする。

ウ 採点は、上記アの5項目について、5段階評価をし、その合計による順位付けを行うものとする。

(3) 応募者がいない場合等

応募者がいない場合、定員に満たない場合又は適任者がいない場合には、他の方法により学識経験者を選任するものとする。

(4) その他

採点結果、その他選考に関しての問い合わせについては、運営上の観点から行わない。

9 結果発表 令和8年2月中旬頃、応募者全員に通知を行う。

10 施行期日 令和7年12月8日から施行する。